

令和3年第12回

柳川市農業委員会総会議事録

令和3年11月10日

柳川市農業委員会

第 1 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 11 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 28 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

推進委員出席者 16名 欠席者 3名

議 題 議案第 62 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 63 号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 64 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 65 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 66 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（18名）

1番 山 田 善 治
3番 亀 崎 忠 治
5番 古 賀 勝 次
8番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2番 高 田 一 利
4番 吉 丸 隆 吉
7番 大 淵 秀 樹
9番 藤 木 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

欠席委員（1名）

6番 椛 島 練 二

推進委員

出席委員（16名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
椛 島 一 晴
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
松 藤 稔
三 浦 榮 一

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
江 口 克 子

欠席委員（3名）

鶴 田 信 行
吉 開 健

原 壽 利

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第12回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さんお疲れさまです。今日は第12回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

今年の大豆は9月、10月が天気が続いて雨も少なく、そういった天気で例年よりも1週間ぐらい早く刈り取りが始まったようです。早いところでは、もう既に終わっている地域もあるのじゃないかと思っているところでございます。

先日の日本農業新聞の記事の中に、農地が1993年からずっと農地価格が下落しているというふうに記載しておりました。去年と比較してみても2.2%ぐらい農地は下落をしていると。その要因ですけれども、後継者の減少とか、あるいは買い手がないとか、高齢化とか、今年は特に米価の下落、そういった要因で農地の価格が下落しているような現状です。

これは柳川も同じような状況になっているのじゃないかなと思います。毎月あつせんが上がってきておりますけれども、関係委員さんには、その価格の交渉で非常に御苦勞をおかけしているのじゃないかなと思っているところでございます。今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、本日の出席委員は18名、定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和3年第12回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和3年

第12回柳川市農業委員会総会議案

議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地への現況地目変更届について

その他

令和3年11月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第62号から議案第66号までの5件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、8番三小田由勝委員、11番松藤政義委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,879平米、外2筆、合計6,450平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積709平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,240平米、外5筆、合計10,465平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積681平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、母親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、〇〇さんから、〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ農業者経営移譲年金の関係のため、使用貸借権の再設定を行うための申請です。

申請番号4番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする、〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

以上、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第62号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第62号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積696平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅2棟。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積36平米。申請人、〇〇。転用目的、通路用地。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが、自己と子の一般住宅2棟を建設するための申請です。

申請番号2番は、〇〇さんが、南側宅地側への通路を確保するための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番は、いずれも用途地域内の第1種住居地域であり、農地区分は第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第63号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第63号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページの下段を御覧ください。

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積481平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、集合住宅。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、アパートを建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、〇〇駅から300メートル以内の農地のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第64号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第64号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第65号 農地移動農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,738平米。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,624平米。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積495平米、外3筆。申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,345平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,690平米。申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は両開地区、3番と4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第65号の申請番号1番と2番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号3番と4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号5番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員のを指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの8名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第65号については、先ほどの8名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第66号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の1枚物の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年11月11日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積2万9,349平米。筆数15筆。売り手5名、買い手5名。

利用権の種類、所有権移転。地目別、畑。農用地の利用内容、畑として。面積260平米。筆数1筆。売り手1名、買い手1名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積5,058平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年11月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。

所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。以上、外7件です。

今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第66号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第66号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,

624平米。賃貸人、〇〇。賃借人〇〇、外4件です。

続きまして、議案書の7ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地法第18条第6項の規定による通知書）。

受理番号1番、受理月日、令和3年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,840平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。外3件です。

続きまして、8ページに参ります。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積981平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。

続きまして、下段になります。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）。

受理番号1番、受理月日、令和3年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,957平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外1件となっております。

続きまして、9ページに参ります。

3. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年10月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,064平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（田）として利用していますので、届出ます。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項でございます。

まず1点目は、先ほどあっせん委員に指名をされました8名の推進委員さんについては、後ほど資料をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

2点目が、12月の次回の総会日時でございます。12月総会は12月10日、金曜日になります。時間は午後2時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和3年第12回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時28分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 三小田 由 勝

〃 松 藤 政 義